

議案第42号

基山つ子みらい館の設置及び管理に関する条例について

基山つ子みらい館の設置及び管理に関する条例を次のように定める。

令和元年12月3日提出

基山町長 松田一也

基山町条例第 号

基山つ子みらい館の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 本町における子育て支援機能の充実を図り、もって総合的な子育て支援を推進するため、基山つ子みらい館（以下「みらい館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 みらい館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 基山つ子みらい館

位置 基山町大字宮浦759番地1

(管理)

第3条 みらい館は、町長が管理する。

(施設)

第4条 みらい館に施設として、基山町立保育所（以下「保育所」という。）及び基山町子育て交流広場（以下「交流広場」という。）を置く。

(職員)

第5条 みらい館に、館長その他必要な職員を置く。

2 館長は、こども課長が兼務する。

(保育所)

第6条 保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の目的を達成するための事業を行う。

2 基山町は、保育所に入所する子どもの保護者又は扶養義務者から、基山町保育料徴収に関する条例（平成10年条例第2号）に基づき、保育料を徴収する。

3 この条例に定めるもののほか、保育所の管理及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(交流広場)

第7条 交流広場は、子育て支援の充実を図り、安心して子どもを生み育てられる環境を育成することを目的とした事業を行う。

2 この条例に定めるもののほか、交流広場の管理及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(使用許可)

第8条 みらい館のうち、別表に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可（以下「使用許可」という。）を受けた者（以下「使用者」という。）は、町長が別に定める事項を遵守しなければならない。

3 町長は、使用許可をする場合において、施設の管理運営上必要があると認めるときは、使用許可に必要な条件を付すことができる。

(使用許可の制限)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、施設の使用を許可しない。

(1) みらい館の設置の目的に反するおそれがあるとき、又は公の秩序を乱し、若しくは善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある個人又は組織の利益になるとき。

(3) みらい館の建物、設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) 許可なく物品の販売、宣伝その他これらに類する営利行為を行うとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、みらい館の管理運営上支障を来すおそれがあるとき。

(使用料)

第10条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第11条 町長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができます。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第13条 使用者は、施設を使用する権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は使用許可を受けた目的以外の目的に使用してはならない。

(使用許可の取消し等)

第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、若しくは施設の使用を停止させ、又は使用許可に付した条件を変更することができる。

- (1) 使用者が偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
 - (2) 使用者がこの条例、この条例に基づく規則又は使用許可に付した条件等に違反したとき。
 - (3) 災害その他不可抗力による事由により施設を使用させることができなくなったとき、又は使用させることが不適当と認められるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるとき。
- 2 前項の措置によって使用者が損害を受けても、町長は、その責めを負わない。

(禁止行為)

第15条 何人も、みらい館において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みらい館の建物、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失すること。
- (2) 所定の場所以外において喫煙し、又は火気を使用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、みらい館の管理運営上支障がある行為をすること。

(職員の立入り等)

第16条 みらい館の職員は、みらい館の管理運営上必要があるときは、使用中の施設に立ち入り、又は使用者等（使用者及び使用者以外の入館者をいう。次条及び第18条において同じ。）に必要な指示をすることができる。

(原状回復の義務)

第17条 使用者等は、みらい館の使用を終了したとき、又は第14条第1項の規定により使用許可を取り消され、若しくはみらい館の使用を停止されたときは、直ちに使用したみらい館の設備等を原状に復さなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第18条 使用者等は、みらい館の建物、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による施設の使用に係る手続その他行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

(基山町条例を廃止する条例の一部改正)

3 基山町条例を廃止する条例（昭和46年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第50条の次に次の1条を加える。

第51条 基山町保育所設置条例（昭和40年条例第27号）は、廃止する。

別表（第8条、第10条関係）

施設区分	使用料 (1時間当たり)		冷暖房使用料 (1時間当たり)
	町内	町外	
屋内遊戯室	230円	460円	330円
会議室A	50円	100円	100円
会議室B	50円	100円	100円

備考

- 1 使用時間は、準備、後片付け及び原状回復に要する時間を含む。
- 2 使用時間が1時間未満であるとき、又は1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。
- 3 屋内遊戯室の冷暖房使用料については、冷暖房機2台当たりの額とし、4台使用する場合は、冷暖房使用料に100分の200を乗じて得た額とする。

提案理由

本町における子育て支援機能の充実を図り、総合的な子育て支援の推進を目的として基山つ子みらい館を設置するため、基山つ子みらい館の設置及び管理に関する条例を制定する必要がある。

令和元年12月13日原案可 決